

## 5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 会計検査院 \_\_\_\_\_

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	76.7	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.2	%
全職員	80.1	%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
指定職相当	—	%
本省課室長相当職	93.0	%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	93.9	%
係長相当職	96.4	%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	76.7	%
31～35年	80.5	%
26～30年	80.2	%
21～25年	86.7	%
16～20年	79.7	%
11～15年	82.2	%
6～10年	92.7	%
1～5年	96.4	%

#### 【説明欄】

2. (1) 役職段階別の指定職相当の区分において、女性職員が存在しないため「—」としている。

\* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当：一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という。）の指定職俸給表の適用を受ける職員

本省課室長相当職：一般職給与法の行政職俸給表(-)7級から10級相当職の職員

地方機関課長・本省課長補佐相当職：一般職給与法の行政職俸給表(-)5級及び6級相当職の職員

係長相当職：一般職給与法の行政職俸給表(-)3級及び4級相当職の職員

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。